

表 1-8 【建設業許可に関する書類の提出先及び問い合わせ先】

土木事務所等名称	所在地	管轄地域
水戸土木事務所	水戸市柵町 1-3-1 029-225-1316	水戸市、笠間市、小美玉市、東茨城郡
常陸大宮土木事務所	常陸大宮市野中町 3083-2 0295-52-3151	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、那珂郡、久慈郡
潮来土木事務所	潮来市潮来 1086-1 0299-62-3724	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
土浦土木事務所	土浦市中高津 3-11-5 029-822-4342	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、かすみがうら市、稲敷市、つくばみらい市、稲敷郡、北相馬郡
筑西土木事務所	筑西市二木成 615 0296-24-9252	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、結城郡、猿島郡
茨城県土木部監理課	水戸市笠原町 978-6 029-301-4334	

（2）提出部数

3部（正本1部、写し2部*） ※1部は許可通知書交付時に申請者控えとして返却いたします。

（留意事項）

- ・法定書類（閲覧）・法定書類（非閲覧）・確認資料は別々に綴じてください。
- ・法定書類は左側を紐で綴じてください。

49頁「2 一般的注意事項（7）」参照

（3）提出書類持参者

申請書類の提出は、申請者本人が来庁してください。ただし、次の場合はその限りではありませんが、担当者が申請内容についてお聞きしますので、内容を充分理解されている方が来庁してください。

1. 役員・従業員等
2. 行政書士（委任状が必要）
3. 申請者により委任を受けた方（委任状が必要）

※行政書士でない方が、他人の依頼を受け、報酬を得て官公署に提出する書類を作成することを業とすることは行政書士法違反となります。

6 許可申請の取下げ

許可申請した者が、都合によりその申請を取下げようとする場合は、「建設業の許可申請の取下げ願」を提出してください。